

グリーン経営認証制度促進助成金交付要綱

平成19年4月25日 制 定

令和7年4月1日 最終改正

公益社団法人 岩手県トラック協会

(事業趣旨)

第1条 公益社団法人岩手県トラック協会（以下「岩ト協」という。）は、環境対策の一環となるグリーン経営認証制度の普及を図るため、新たに認証登録の取得を行う貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）に対して助成金を交付する。

(認証機関)

第2条 本要綱における、グリーン経営を推進する認証機関とは、公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団（以下「エコモ財団」という。）をいう。

(助成対象)

第3条 岩ト協会員事業者（以下「会員」という。）で入会から6ヶ月以上経過し、且つ会費の未納等のない事業者であること。又は会員以外で岩手県内の全ての営業所が公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）の行う安全性評価事業において「安全性優良事業所」と認定され、且つ岩手県内の全ての営業所が岩手県貨物自動車運送適正化事業実施機関の実施する巡回指導において直近の総合評価「A」の事業者（以下「認定事業者」という。）であること。

(助成金額)

第4条 当該年度にグリーン経営の新規認証登録をした場合、1営業所あたり50,000円を上限とし、1事業者につき県内3営業所を上限とする。

2、消費税は対象外とする。

3、認証登録の更新は対象外とする。

(申請期間)

第5条 新規認証登録した当該年度の4月1日から翌年3月15日（締切日が土日祝日の場合は、直前の平日）までとする。また、新規認証登録は申請期間内に完了し、かつ代金の支払いが完了するものとする。

但し、期間内であっても予算に達した場合は、その時点で申請受付を終了するものとする。

(申請方法)

第6条 事業者は、様式1「グリーン経営認証制度促進助成事業実績報告書（助成金交付請求書）」、エコモ財団の発行する認証登録時の請求書の写し及び明細書の写し、支払いを証する書類として領収書の写し（領収書が入手できない場合には、銀行振込明細書（※1）、又はインターネットバンキング決済完了画面（※2）等の写し）、認証登録の「登録証」の写しを添付し、岩ト協に申請する。

※1 銀行振込明細書の写しは、金融機関等の出納印が押印されている振込受付書、又は利用明細書を添付することとし、支払い事業者名（助成金申請事業者名）、請求者名（振込先名）、支払い日付、金額などの必要事項が記載されているものとする。

※2 インターネットバンキング決済完了画面の写しは、振込データの受付明細、並びに入出金明細等の引落が確認できる書類の両方を添付することとし、支払い事業者名（助成金申請者名）、請求者名（振込先名）、支払い日付、金額などの必要事項が記載されているものとする。

(助成金の交付)

第7条 岩ト協は、事業者から前条の交付申請書の提出があったときには、速やかにその報告を審査のうえ、申請月の翌月以降に事業者に助成金を交付する。但し、年度末は適宜助成金を交付する。

(助成金の返還)

第8条 岩ト協は、事業者がこの要綱その他岩ト協が定める事項に違反したとき、又は虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたときは、既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

2、前項の規定により返還を命じられた事業者については、岩ト協が行う助成事業のすべてに係わる申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(附則)

1. 本要綱は平成19年4月25日より適用する。
2. 平成20年4月21日一部改正
3. 平成21年4月21日一部改正
4. 平成22年4月26日一部改正
5. 平成23年4月26日一部改正
6. 平成24年4月24日一部改正
7. 平成26年3月7日一部改正

8. 平成27年3月18日一部改正
9. 平成29年3月17日一部改正
10. 令和2年4月1日一部改正
11. 令和3年4月1日一部改正
12. 令和6年4月1日一部改正
13. 令和7年4月1日一部改正